

医療法人成りの目安

Q：個人で診療所を開業していますが、「医療法人成りの方が納税額を低く抑えることが出来る」とよく聞きます。そこで、**どの段階で医療法人成りした方が有利になるかの目安**を教えてください。

A：「**措置法26条の概算経費を使うかどうか**」が**1つの目安**になるものと思われます。

<解説>

「措置法26条」とは、年間の保険診療収入の金額が5,000万円以下（かつ全体の収入が7,000万円以下）である診療所は、同条規定の概算経費額と実際の経費額のうちいずれか有利な金額を必要経費として税額を計算することができるという制度です（参考：弊所「医業経営FP News No.132」）。

通常は、診療所の所得がどれだけ少なくても「給与所得控除額」の利用や所得分散による実効税率の軽減等により、個人よりも法人の方が税負担を低く抑えることが出来ます（※下記設例（1）と（3）を比較してみてください。）。年間の所得がマイナスの場合も、損失の繰り越し期間は法人が9年・個人が3年であるため、法人の方が有利です。

しかしながら、措置法26条の概算経費を利用できる場合、上記の給与所得控除額の利用等による税負担の緩和の効果を上回る軽減効果を得ることが出来るケースが多いです（※下記設例（2）と（3）を比較してみてください。）。

つまり、**措置法26条の概算経費を今後も利用できる場合（または利用した方が有利な場合）は医療法人成りせずに個人のままで、今後利用できなくなった場合は医療法人成りした方が有利**ということが出来ます。

※ただし実際には異なる結果となる場合もありますので、個別のケースごとに厳密にシミュレーションされることをお勧めいたします。

<設例>※復興税は考慮外

年間の収入が5,000万円（すべて保険診療収入）、専従者給与を除く年間の必要経費が2,200万円、院長先生の年間の所得控除額が300万円の場合

（1）個人診療所として、必要経費を実額計算した場合のトータルの年税額

※専従者給与を年間550万円、専従者の所得控除額を年間120万円とします。

①院長先生の年間の税負担額：(5,000万円-2,200万円-550万円-65万円-300万円) × 50% - 2,796,000円 = 6,629,000円

②専従者の年間の税負担額：(550万円-164万円-120万円) × 20% - 97,500円 = 434,500円

③合計：①+②=7,063,500円

（2）個人診療所として、必要経費を措置法26条の概算経費とした場合のトータルの年税額

※専従者給与を0円とし、院長先生の所得控除額が38万円（配偶者控除）増加するものとします。

①院長先生の年間の税負担額：(5,000万円-3340万円（概算経費）-338万円) × 43% - 1,536,000円 = 4,148,600円

②専従者の年間の税負担額：0円

③合計：①+②=4,148,600円

（3）医療法人成りした場合のトータルの年税額

※医療法人の所得を300万円（長期平準に係る保険料控除前）、院長先生の年間給与を1,500万円、専従者（=院長の奥様）の年間給与を1,000万円、解約返戻率100%の長期平準定期保険に加入するものと仮定します。

①院長先生の年間の税負担額：(1,500万円-245万円-300万円) × 43% - 1,536,000円 = 2,570,500円

②奥様の年間の税負担額：(1,000万円-220万円-120万円) × 30% - 427,500円 = 1,552,500円

③法人の税負担と退職金に係る当年分税負担：約70万円

④合計：①+②+③=4,823,000円

∴ (2) < (3) < (1)